

**社会保険労務士が答える
企業の労務管理**

國分紀子



パートタイマーに対する健康保険・厚生年金保険の適用が拡大されます！

12

平成28年10月1日から、特定適用事業所に勤務するパートタイマーに対する健康保険・厚生年金保険の適用拡大が始まります。

従来、パートタイマーは、「1日または1週の所定労働時間」及び「1月の所定労働日数」が通常の労働者の「1日または1週の所定労働時間」及び「1月の所定労働日数」の4分の3以上である場合に、健康保険・厚生年金保険に加入することになっていました。

「パートタイマーは年間収入が130万円未満なら、健康保険・厚生年金保険に加入しなくてもいいのでしょうか？」と聞かれることが多いのです

が、通常の労働者と比較した働き方によって、年間収入が130万円未満であっても健康保険・厚生年金保険に加入しなくてもなりません。

例えば、時給900円、1日の所定労働時間6時間（通常の労働者の所定労働時間8時間）、毎週4日勤務（通常の労働者は毎週5日勤務）という労働契約であるパートタイマーは、年間収入は130万円未満であっても、健康保険・厚生年金保険に加入することになります。

さて、この4分の3判断基準が、10月1日以降法律上明確となり、「1日または1週の所定労働時間」から「1日」がは

ずれ、「1週の所定労働時間」及び「1月の所定労働日数」が通常の労働者の4分の3以上であることが、パートタイマーの加入基準となります。さらに、4分の3未満であっても、次の5つの要件をすべて満たすパ

- ④ 学生でないこと
- ⑤ 常時500人を超える被保険者を使用する企業（特定適用事業所）に勤めていること

①の所定労働時間が、1週ではなく1カ月単位で定められており、例えば「1カ月80時間勤務する」という労働条件であったときは、80時間を12分の52で割って算出し、この例では1週の所定労働時間20時間未満と算定されるので、健康保険・厚生年金保険に加入しません。



パートタイマーは、新たに健康保険・厚生年金保険に加入することとなります。

- ① 1週の所定労働時間が20時間以上であること
- ② 雇用期間が継続して1年以上見込まれること
- ③ 月額賃金が8・8万円以上であること

⑤の特定適用事業所とは、同一企業（法人の場合、同一の法人番号を持つすべての適用事業所）に使用される被保険者の総数が常時500人を超える事業所のことをいいます。

特定適用事業所に該当しない企業であっても、このたびの適用拡大が影響を及ぼす場合があります。それは、会社に「家族手当」があり、その配偶者にかかる支給要件に「健康保険の被扶養者と認定」と規定するケースです。

配偶者がこの適用拡大により配偶者の勤務先で被保険者になれば、「健康保険被扶養者異動届」により被扶養者の認定を取り消す手続きを行うことになり、それに伴い家族手当の支給額も変更となりますので、家族手当を支給してしまつた後で、遡って数か月分も会社に返金してもらうことのないように、社員には会社で定めた手続きを速やかにとるよう周知を行いましよう。

（國分労務事務所所長、特定社会保険労務士、ホワイト企業推進社会保険労務士協議会会員）

イラスト・伊藤栄章